

## 第203回：ふるさと納税

ふるさと納税とは、都道府県・市区町村への寄附です。寄附する限度額としては、収入に応じて決まっております。寄附金額が限度額の範囲内であれば2,000円を超える部分について一部が所得税及び住民税から控除されます。そのため、自己負担額2,000円でお礼の品を受け取ることができる魅力的な制度です。実際にどのような制度なのかみていきましょう。

### 1. ふるさと納税のメリット・デメリット

#### ◇メリット

- ① 寄附する自治体は自由(住んでいる自治体は除く)
- ② 金額は自由なので、様々な自治体に寄附できる(限度額の範囲内)
- ③ 寄附したお金の用途が決められる
- ④ クレジットカードでの寄附も可能
- ⑤ 返礼品の還元率が約30%

#### ◇デメリット

- ① 手続きの手間がかかる(確定申告又はふるさと納税ワンストップ特例制度)
- ② 一時的に支出が増える
- ③ 住民税の前払い
- ④ 2,000円の納付(限度額の範囲内)

### 2. ふるさと納税の活用

上記のように特徴が多々ありますが、寄附する金額によって返礼品の種類・価値が異なります。具体例をもとに、限度額の範囲内での有効なふるさと納税の活用方法を見ていきましょう。

#### ◇Aさん(給与所得者、扶養なし)の確定申告の場合

Aさん		パターン①	パターン②	パターン③
年間収入	5,000,000円			
社会保険料等の金額	△690,000円	・北海道紋別市 ホタテ玉冷大1kg (10,000円×2口)	・宮城県柴田町 牛タン1kg (30,000円×1口)	
所得税	△157,000円			
住民税	△313,000円	・熊本県高森町 新米17kg (10,000円×3口)	・静岡県焼津市 黒ラベル350ml148本 (30,000円×1口)	・富山県氷見市 お刺身セット 定期便6ヶ月 (60,000円×1口)
<b>ふるさと納税限度額</b>	<b>△61,000円</b>			
所得税還付金	5,900円			
住民税減額	53,000円			
自己負担額	△2,000円	・福島県伊達市 とちおとめ4パック (11,000円×1口)		

※ふるさと納税限度額はあくまで上記具体例での金額です。詳しい限度額の計算方法については当事務所までご相談ください。

上記の表のように、寄附先の自治体や寄附金額の活用方法によって、同じ寄附金額でも受け取る返礼品が様々ございます。

あくまで、年収や扶養の人数、社会保険等の金額に応じてふるさと納税の限度額も変動し、中には数量限定の品もあるため注意が必要です。

### 3. お礼の品ランキング

返礼品とは言っても、自治体によっては様々な種類がございます。実際に現在、人気の高い返礼品をいくつかご紹介いたします！

	返礼品	寄付金額	自治体
①	オホーツク産ホタテ玉冷大 1kg	10,000円	北海道紋別市
②	佐賀牛 A5 しゃぶしゃぶすき焼き用 400g	10,000円	佐賀県嬉野市
③	鉄板焼きハンバーグ 20個セット	10,000円	福岡県飯塚市
④	いくら醤油漬 100g×5パック	15,000円	北海道八雲町
⑤	たっぷり牛ハラミ 2kg	10,000円	岩手県花巻市

### 4. ふるさと納税の手続き

ふるさと納税をした場合、その後の手続きとして確定申告とふるさと納税ワンストップ特例制度の2つございます。税金が還付になるまでの手続きの流れについて、簡単にご説明させていただきます。

#### <確定申告の場合>

##### ①対象の方

- 寄付した自治体が5ヶ所を超える方
- 年収2,000万円以上の方
- 2ヶ所以上から給料をもらっている方

##### ②手続きの流れ

自治体から送られてきた受領証を確定申告書に添付する必要があります。

##### ③結果

所得税が控除(還付)になり、翌年度の住民税が控除(住民税の減額)されます。

#### <ふるさと納税ワンストップ特例制度の場合>

##### ①対象の方

- 寄附した自治体が5ヶ所以下の方
- 確定申告が不要なサラリーマンの方 → ・年収2,000万円未満である方  
・給料が1ヶ所のみの方

##### ②手続きの流れ

申請書を記入の上、マイナンバー通知カード又は身分証のコピーを添付し、寄附した自治体へ書類を提出する必要があります。(締め切りはふるさと納税をした翌年1月上旬まで)

##### ③結果

所得税からの控除は行われず、その分も含めた控除額の全額が、翌年度の住民税が控除されます。

ふるさと納税とは言っても、自分の故郷に限らず、様々な自治体に寄附することが可能です。ふるさと納税サイト等で、金額や返礼品の種類で探すことも可能なため、気になる返礼品がございましたら一度寄附を検討してみてもはいかがでしょうか。

ご質問等ございましたら、当事務所までお気軽にご相談ください！